

令和 7 年 4 月 1 日

校 長 決 定

東京都立田園調布高等学校（全日制課程）いじめ防止基本方針

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) いじめが起因となるような変化を見逃さないために、教職員が生徒に対して常に目を向けていく。
- (2) いじめを未然に防止するために、スクールカウンセラー、所轄警察署スクールサポーター、PTA等と連携する。
- (3) 万一、いじめが発生した場合、組織的に対応し、解決を目指す。
- (4) いじめは絶対に許さないという雰囲気を組織的に構築する。

2 学校及び教職員の責務

「いじめ防止対策推進法」及び「東京都いじめ防止対策推進条例」の基本理念にのっとり、在籍する生徒の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者と連携を図りつつ、学校全体でいじめ防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめと思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

生徒のいじめ防止及び生徒のいじめの早期発見、早期解決の中心的な役割を果たす。また、教職員の「いじめ」に関する意識をより一層高めていく。

イ 所掌事項

- ・ 生徒のいじめ発生の防止
- ・ 生徒のいじめ発生時の迅速な対応
- ・ いじめ防止に関する研修の実施
- ・ いじめ防止に関する定期的な会議の開催

ウ 会議

各月に 1 回程度開催する。

エ 委員構成

校長、副校長、生活指導主任、各学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、所轄警察関係者（スクールサポーター）

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

生徒の問題行動に効果的な対応を行うのと問題行動の未然防止を図るため、学校、家庭、地域及び関係機関が一体となる。

イ 所掌事項

- ・生徒のいじめ発生の防止
- ・生徒のいじめ発生時の迅速な対応
- ・生徒のいじめに関する情報の共有及び発信
- ・生徒のいじめに関する解決策の策定及び周知

ウ 会議

学校運営連絡協議会開催日に加えて、必要に応じて、校長が招集し開催する。

エ 委員構成

校長、副校長、生活指導主任、各学年主任、養護教諭、保護者代表、スクールカウンセラー、所轄警察関係者（スクールサポーター）

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

ア ホームルーム担任や部活動顧問による問題を抱えた生徒への個人面談の実施

「元気がない」「落ち着きがない」など気になる生徒に対して、随時面談を行い、生徒の実態を的確に把握するように努める。場合によっては保護者を交えた三者面談を実施する。

イ いじめに関する授業の実施

各教科、ホームルーム活動を中心に、青少年の心理について学習していく中で「いじめ」に関する授業を行い、生徒のいじめ防止に関する意識を醸成していく。

ウ 生徒会を中心とした生徒への「いじめ防止」に関する呼びかけの実施

生徒会執行部の生徒を中心として、「いじめ防止」に関するポスターの作成を行い、校内に掲示することで生徒及び教職員の「いじめ防止」に関する意識を高めていく。

エ 「人権」に関する教職員研修の実施

「いじめ」がいかに基本的人権を踏みにじる行為であることを教職員が再認識することで、教職員がいじめの未然防止に関する高い意識をもち続けられるようにしていく。

オ スクールカウンセラー、スクールサポーター及びPTAとの連携

外部の人たちの力を借りることで「いじめ」問題に対して校内だけの問題にせず、多くの関係者が注意しているということを生徒たちに理解させていく。

(2) 早期発見のための取組

ア スクールカウンセラーとの全員面接の実施

養護教諭を中心に、1学期までにスクールカウンセラーによる1年生との全員面接が完了できるように計画を立て、そこで明らかになった情報を教職員と共有し、問題を抱える生徒について共通理解を図る。

イ 生活実態調査の実施

生徒の「生活実態調査」を実施し、生徒の生活リズムや友人関係を各ホームルーム担任が把握し、問題点をまとめる。そして、把握した問題点を学校全体で共有する。

ウ スクールカウンセラーの活用

スクールカウンセラーは、「いじめ」に関すると思われる事項がある場合、ただちに学校に報告し、当該生徒の様子を記録する。学校は、それを生活指導主任・学年主任・ホームルーム担任等に連絡し、いじめの早期対応を図る。

エ 保健室来室の活用

養護教諭は、「いじめ」に関することで相談に訪れた生徒があった場合は、管理職等に報告し当該生徒の様子を記録する。それを生活指導主任、学年主任やホームルーム担任と共有化し事実の把握と、その拡大を防ぐ。

オ 「いじめのサイン発見シート」の活用

平成26年4月に文部科学省児童生徒課より出された「いじめ防止対策推進法基礎資料と対応のポイント」に収められている「いじめのサイン発見シート」を活用し、生徒の実態を教職員が把握することでいじめの早期発見に努める。